

高齢者虐待防止のための指針

医療法人有隣会 わかくさ病院

1 当院における虐待の防止に関する基本的考え方

医療法人有隣会わかくさ病院（以下「当院」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定めます。

【 高齢者虐待の定義 】

○身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

○介護・世話の放棄放任（ネグレクト）：

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

○心理的虐待：

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

○経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会その他院内の組織に関する事項

- (1) 当院は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。なお、委員会の運営責任者は院長とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）とします。
- (2) 委員会の開催にあたっては、年間計画に基づき 2 か月に 1 回以上の間隔で開催するとともに、必要に応じて随時開催します。
- (3) 委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。
 - ア 虐待防止検討委員会に関すること
 - イ 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
 - ウ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
 - エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - オ 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - キ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること
- (4) 結果の周知徹底
委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図ります。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため職員研修を年2回実施します。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

(3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会によって定めます。

ア 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識

イ 本指針及び「わかくさ病院虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく
取り組み方法

ウ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法

エ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

(4) 研修記録

研修の実施ごとに研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに記録簿にファイルし
保管・管理します。

(5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、
参加率向上に努めます。欠席者に対しては後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

(2) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかにさいたま市の地域包括支援センターに連絡します。また、養護者による虐待である場合には、さいたま市区役所健康福祉部高齢介護課に連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【市町村等への通報窓口】

さいたま市区役所健康福祉部高齢介護課

・南区区役所健康福祉部高齢介護課 電話 844-7177

・浦和区区役所健康福祉部高齢介護課 電話 829-6152

さいたま市地域包括支援センター

・浦和区中部 ジェイコー埼玉 048-824-3782 高砂1~4丁目/仲町1~4丁目

・浦和区南部 尚和園 048-813-8915 岸町1~7丁目/（浦和区）神明1~2丁目/東岸町/
東高砂町/東仲町/前地1~3丁目/本太1~5丁目

- ・南区東部 社協みなみ 048-871-1230 大字円正寺/（南区）大字大谷口/大谷場 1～2 丁目
大字太田窪/太田窪 2・4・5/大字広ヶ谷戸/
南浦和 1～4 丁目/南本町 1 丁目/
南本町 2 丁目（8 番、18～19 番を除く）
- ・南区中部 ハートランド浦和 048-836-2929 白幡 1～3 丁目/（南区）神明 1～2 丁目
辻 1～8 丁目/根岸 1～5 丁目/文蔵 1～5 丁目
- ・緑区南部 浦和しぶや苑 048-876-1770 太田窪 1・3 丁目/大字中尾

川口市地域包括支援センター

- ・川口芝 芝地域包括支援センター 048-267-2340 芝中田 1～2 丁目/芝新町/芝下 1～3 丁目
芝 1～5 丁目/芝樋ノ爪 1～2 丁目

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本事項

虐待が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4.(1)及び(2)に準じます。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接さいたま市役所等に連絡し、対応について相談します。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に掲示するとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他虐待の防止の促進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

10 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改訂する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11 附則

この指針は、2024年4月1日より施行する。